平成18年度第1回愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成18年9月15日(金)午後1時30分~午後3時

2 場所

愛知県自治センター4階大会議室

3 出席者

委員21名、説明のために出席した者(環境部職員)26名

- 4 審議の概要
- (1)開会

委員30名中21名が出席しており、定足数を満たしていることを確認。

(2)あいさつ

稲垣副知事

- (3)議事
 - ア 会長の選出(仮議長 板倉文忠委員)

加藤雅信委員から森嶌昭夫委員の推薦があった。

他に候補者がなく、全会一致で森嶌昭夫委員が会長に選出された。

- イ 会長あいさつ
- ウ 傍聴人について

森嶌会長から、傍聴人がいないことが報告された。

エ 会議録の署名人の指名について

森嶌会長が竹中委員と中村委員を会議録の署名人に指名した。

オ 会長代理の指名

森嶌会長が加藤久和委員を会長代理に指名した。

カ 専門部会の構成員と部会長の指名

森嶌会長が各専門部会を構成する委員、専門委員及び特別委員並びに各専門部会の 部会長を別添の専門部会構成員名簿のとおり指名した。

キ諮問

諮問文 (「環境基本計画の変更について」「愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて」) を稲垣副知事から森嶌会長に手渡した。

- (ア)環境基本計画の変更について
 - ・事務局

諮問関係資料1-1(環境基本計画の変更について(諮問)) 諮問関係資料1-2(「環境基本計画の変更について」に係る資料)の説明

・質疑

(藤野委員)

諮問文に、環境問題の解決について、「県民、事業者等の協力を得て」とあるが、これは「県民、事業者等の参加と協力を得て」としてほしい。個人的には、万博は企業、行政の主導に思えた。また、県民の環境意識の向上がまだ十分に図られていないというデータも出ており、総合政策部会でも参加というニュアンスを加えてほしい。

(山岸委員)

参加にも関わるが、パブリックコメントに関して行政手続法に規定がある。 県の事業に直接適用はないが、パブリックコメントを実施して、十分法に定め られた趣旨は反映してほしい。

(森嶌会長)

パブリックコメントにどう対応するかは、審議会としての課題である。

・ この諮問事項については、森嶌会長が総合政策部会に付託した。

(イ)愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて

・事務局

諮問関係資料2 - 1(愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて(諮問))及び諮問関係資料2 - 2 (「愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて」に係る資料)の説明

• 質疑

(加藤雅信委員)

土石の採取と鉱物の掘採が環境に影響があるかどうかは別として、土石と鉱物は土地所有権の一部かどうかで異なることから、これまで取扱いが違うと考えていたが、この状況は変わっていないのになぜ今鉱物を対象に加えるのか。次に、他の自治体は鉱物を入れているかどうか、また、土石と鉱物を区別しているかどうか教えてほしい。

事務局

全国では鉱物を対象としている都道府県は約20団体ある。土石の事業の中で対象にしているものもあれば、さらに鉱物という事業を加えた形もある。

アセスメント条例制定の経過を説明すると、平成9年9月に、環境審議会に本県における環境影響評価制度のあり方について諮問し、その答申を経て平成10年12月に環境影響評価条例を公布し、平成11年6月に施行している。この段階においては、中部国際空港関連で土石採取の大規模な事業が見込まれていたのでアセスメント条例の対象としたが、鉱物の掘採についてはあまり大

規模な事業はなかった。最近名古屋東部の丘陵において実施段階に入る直前の計画が出てきていることが、今回鉱物の事業を加える背景にはある。

(加藤雅信委員)

その事業に遡及適用できるかどうかはわからないが、瀬戸で採っている陶磁 器用粘土は対象になるのか。

事務局

さきほどの計画は、鉱物関係の法律において事業段階に至っているので条例が改正されても遡及適用されない。そのような事業があるということは、今後その地域において十分想定されるというのが今回鉱物の事業を加える趣旨である。

鉱業法で41の物質が鉱物として定義されており、その中にこの地域でよく行われる鉱業開発としては、けい砂、耐火粘土に係るものがあると考えている。 事業の規模の問題もあるが、瀬戸地域にはそのようなものが多く埋蔵されている。

・この諮問事項については、森嶌会長が総合政策部会に付託した。

ク報告

自然環境保全部会に付託されている「愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的方向について」の審議状況について報告を受けた。

・芹沢自然環境保全部会長

報告関係資料 (自然環境保全部会における「愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的方向について」の審議状況について (中間報告))の説明

• 質疑

(北田委員)

個別のアセスメントの運用に当たり生態系ネットワークへの配慮が必要ではないかとの説明があったが、この点はアセスメントの見直しに入れるべきものなのかどうか。

(森嶌会長)

アセスメントのやり方として、たとえ事業計画地に貴重な生物が生息していなくてもオオタカなどの飛んでくる可能性があれば評価すべきではないかと思うが。

事務局

今回の諮問事項ではないが、新たな対象事業を追加することになると、それに対する調査・予測・評価といった技術的事項が出てくる。これについては環境影響評価指針を定めており、北田委員の発言なども含めて、別途見直しをする中でどのような対応ができるか議論になっていくと思われる。基本的な方向性で示されたこととアセスとではギャップが生じることもあるが、具体的なア

セス案件の中でできるかぎり統一をとるよう努めたい。

(芹沢部会長)

アセスの具体的な指針をどうするかは基本的方向についての審議外であるが、 その時にどのようなことを狙いとするかがこの審議の内容である。例えば、オ オタカが今いなくても、そこが抜けるとオオタカがその先に飛んで行けなくな ってしまうのではないか、オオタカの中継地としての価値を検討していくべき ではないかという方向性についての議論であると考えている。

(森嶌会長)

将来の自然環境保全の方向性についての考え方を受けて、諮問まではいかないとしても、これまでとは違った観点でのアセスメントの運用を場合によっては議論していくことになるのか。

事務局

アセスメントの技術的事項についてはアセスメント条例で設置されている環境影響評価審査会で審議していただく。地域の将来計画との整合性ということが評価の考え方に繋がっているので、新しい方向性が出れば個別アセスメントの中ではそれとの整合性について検討することになってくる。

(森嶌会長)

この審議会としては、新しい自然環境保全施策の方向性に対応して、アセス のやり方についても検討していくべきだと提言しておく。

(藤江委員)

自然の活用とあるが、どういう方向を目指しているかうまく見えるといいと思う。例えば屋久島では地域発展につながっている。この地域がそれと同じかどうかわからないが。

(芹沢部会長)

屋久島や知床には及ばないが、屋久島や知床より利用し易い都市近郊の自然の活用というのが一つの方向ではないかと議論しているが、まだ不十分である。

(加藤久和委員)

生態系ネットワークの具体的イメージが湧くような記述があると良い。緑の 回廊という言葉をよく聞くが、植物だけでなく動物、野鳥が生活できるような 自然環境を含めた緑という意味で使われている。これらの違いなどを含めて敷 衍した説明があればよいと感じた。

(4)閉会

以上